

「おとの木」規約

(名 称)

第1条 本会は、「おとの木」(以下「本会」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会は、会員相互の協力、協調のもとに、身体、知的、精神の障害がある子どもとその家族に対して音楽その他芸術体験の場を提供し、それによって豊かな余暇や社会参加の機会を提供する。

(事 業)

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) バリアフリー音楽会の開催
- (2) その他芸術体験活動の場の提供
- (3) その他本会目的を達成するために必要な事項

(組 織)

第4条 本会は目的に賛同し、かつ、自発的に参加する社会人で組織する。

2. 本会は、政治・宗教その他の思想団体とは一切関係ないものとする。

(会 合)

第5条 定例会は毎月第3月曜日とする。

2. 役員会・臨時会合は、必要に応じて適宜開催する。
3. 総会は年1回3月に行うものとする。
4. 総会を開催するには会員の3分の2以上の出席を必要とする。

(会 員)

第6条 本会の目的に賛同する正会員、準会員及び賛助会員とする。

- (1) 正会員は、本会の目的に賛同して入会した個人とする
- (2) 準会員は、本会の目的に賛同して不定期に参加する個人とする
- (3) 賛助会員は、本会の目的に賛同して入会し、本会を援助する個人または団体とする。

(役員の種類)

第7条 本会に次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 副代表 1名
- (3) 会計 1名

(選出の方法)

第8条 本会役員については、会員の互選により選出する。

(職務分掌)

第9条 本会役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 代表 会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副代表 会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- (3) 会計 会の出納事務を処理し、会計に必要な書類を管理する。

(任 期)

第10条 本会役員の仕事は1年とし、再任を妨げない。

(入会・脱会・休会)

第 11 条 本会の入会・脱会・休会は、自由とする。

2. 上記のいずれの場合も、会長への届出を必要とする。

(運営費)

第 12 条 本会の活動に要する諸経費は、寄付金・助成金等によって賄われるものとする。

2. 本会の会費は以下の通りとする。

(1) 正会員・・・無料

(会計年度)

第 13 条 本会の会計年度は、毎年 4 月に始まり、翌年 3 月末日に終わる。

(監査と報告)

第 14 条 会計監査は、会計年度終了後に監査を行い、会員に報告する。

(細 則)

第 15 条 この規約を定めるもののほか、必要な事項は役員会が細則を決めることができる。ただし、会員の承認を得なければならない。

(附 則) この規約は、令和 5 年 9 月 15 日から実施する。